第四十二条の四第十二項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第十二項第七号を削り、同項第八号中「同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第九項」を「第四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号中「第九項」を「第四項」に改め、同号を同項第十号とし、同項を同条第六項とし、同条第十三項を同条第七項とし、同条第十四項中「及び第二項、第六項又は第九項」を「から第四項まで」に、「及び特別試験研究費の額」を「又は特別試験研究費の額」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第十二項から前項まで」を「前三項」に、「第九項」を「第四項」に改め、「、第十一項の規定の適用を受ける事業年度以後の第四項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額の計算」を削り、「第十一項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十七項中「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」を「第四項まで」に、「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで」とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十八項を削る。

第四十二条の四の二を削る。

第四十二条の五第一項中「同号イ及びロ」を「同号イからハまで」に、「並びに第二号」を「及び第二号」に改め、同項第一号イ中「又は風力」を削り、「認定発電設備」の下に「（ロにおいて「認定発電設備」という。）」を加え、同号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（認定発電設備に該当するものに限る。）

第四十二条の五第二項中「第四十二条の四第六項」を「前条第二項」に、「法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、次条第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（同条第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第三項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第五項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第一項第一号イ」を「第一項第一号ロ」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二の二」及び「、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と」を削り、同条第十四項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第十五項中「第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十三項まで」を「第八項から第十三項までに定めるもののほか、第一項から第七項まで」に改める。

第四十二条の六第一項及び第四項中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第七項中「法人税の額（この項から第九項まで及び第十二項、第四十二条の四、前条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第九項まで」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第九項まで及び第十一項」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第八項及び第九項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第十一項中「各事業年度において法人税の額」を「各事業年度において調整前法人税額」に改め、同条第十二項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第二十項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第二十一項中「第十二項の規定の適用を受けた場合における第九項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十九項まで」を「第十三項から第十九項までに定めるもののほか、第一項から第十二項まで」に改める。

第四十二条の九第一項中「当該新設又は」を「当該新設若しくは」に、「法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項」を「調整前法人税額（第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第三項まで」に、「法人税の額の」を「調整前法人税額の」に改め、同条第二項中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同条第四項中「並びに第四十二条の四第十一項」を「の規定」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「の規定」を加え、同条第八項中「同条第三項」を「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項」に改め、同条第九項中「第四項の規定の適用を受けた場合における第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第七項まで」を「第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項から第四項まで」に改める。